

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

伊勢崎市は、

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

を目指します。



2 基本目標

計画の基本理念を達成するため、基本目標を次のとおり設定します。

目標Ⅰ 男女共同参画を進める意識づくり

男女共同参画を進めるためには、市民一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解することが必要です。

人権の尊重や男女平等の意識を高めるとともに、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図ることは、他のすべての取組の根幹となるものです。

あらゆる人が男女共同参画の必要性について認識できるよう、職場、家庭、地域、学校など多くの場を通じて、意識づくりを推進します。

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現のためには、男女が、社会の対等な構成員として、双方の意思を社会の様々な分野に反映できることが必要です。

職場、家庭、地域等、あらゆる分野において女性の参画が拡大し、実質的な男女間の機会の平等が図られるよう、政策・方針決定過程への女性の積極的登用や、男女の働き方の変革を促進するとともに、多様なライフスタイルに応える子育て・介護支援などの充実を図ります。

目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

配偶者からの暴力行為やセクシュアル・ハラスメント※などは、個人の尊厳を傷つける行為であり、男女が互いの尊厳を重んじて対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力は重大な人権侵害であり、許されないものであるとの社会認識を醸成し、暴力の根絶を図るため、予防教育や啓発を推進します。

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多いことから、潜在化、深刻化しやすく、被害者が、より早期に相談にいたることができ、支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、生活上の様々な困難に陥りやすい状況に置かれている人が、安心して地域で暮らせるよう、虐待や就業、子育てなどの問題について、相談がしやすい体制の整備を図ります。